

「新長谷寺本堂」(国指定重要文化財) 屋根保存修理の現場見学会について

関市長谷寺町の新長谷寺で、本堂の屋根葺き替え工事を行っています。本堂は国の重要文化財(建造物)に指定されており、屋根(檜皮葺)の葺き替え工事は約30年ぶりの事業です。

<保存修理事業の概要> ※詳細は別紙リーフレット
事業名称 重要文化財 新長谷寺本堂保存修理事業
対象建造物 本堂：桁行13m(五間)、梁間14m(五間)
一重、入母屋造、向背一間、檜皮葺
建立年代 室町中期 長禄4年(1460)
指定年月日 明治42年4月5日
工期 令和2年9月～令和3年8月

※檜皮葺(ひわだぶき)について

檜皮葺とは、屋根葺工法の一つで、檜皮(ヒノキの樹皮)の材を細かく重ね合わせて屋根を葺く技術です。日本古来の工法として、寺社の建造物などに使われています。

文化財の修理技術として文化庁の「選定保存技術」に選定されており、2020年、これを含む「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。

【現場見学会】

今年度、以下の日程で現場見学会を開催します。
新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を限って、事前申込制で行います。

日時 令和3年3月20日(土) 午前10時～11時
定員 15人
申込 3月8日(月)から、文化財保護センターへ電話申込

【報道機関公開日】

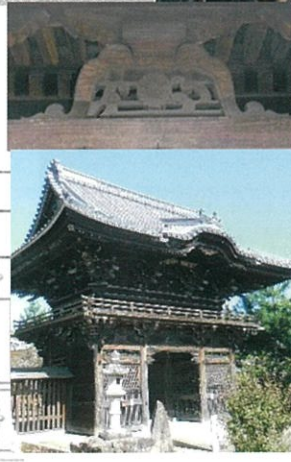
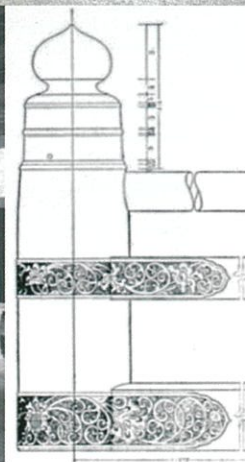
新型コロナウイルス感染症対策のため、事前申込制で行います。

日時 令和3年2月12日(金) 午前10時～
申込 企画広報課広報係へ(TEL 0575-23-9261)

<本リリースに関する報道機関の方からの紹介先>

協働推進部文化課 関市文化財保護センター

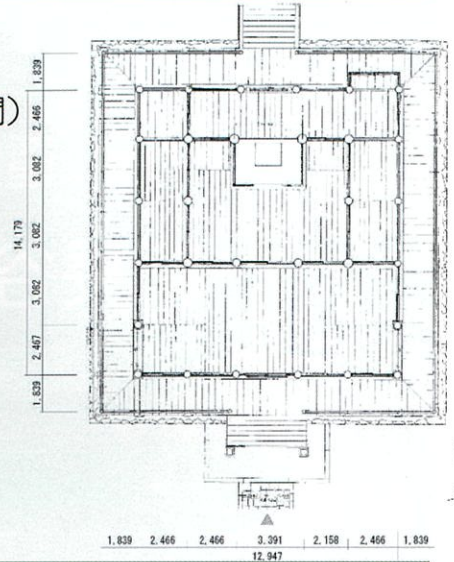
TEL 0575-45-0500 FAX 0575-46-1221 武芸川町八幡1446-1(武芸川事務所2階)



重要文化財 新長谷寺本堂保存修理工事について

1. 保存修理事業の概略

- 事業名称 重要文化財 ^{しんちようこくし} 新長谷寺本堂保存修理事業
- 対象建造物 本堂：桁行 13m（五間）、梁間 14m（五間）
一重、入母屋造、^{こうはい}向拝一間、^{ひわだぶき}檜皮葺
- 建立年代 室町中期 ^{ちやうろく} 長禄4年（1460）、棟札写し
- 指定年月日 明治42年4月5日（内務省告示第38号）
- 修理方針 屋根葺替及び部分修理



2. 保存修理事業の内容

- 本 堂：仮設工事・屋根工事・雑工事（木部、建具他）・耐震診断
- 工 期：令和2年9月～令和3年8月（2ヶ年度継続事業）
- 補助内容：支出負担 文化庁・岐阜県・関市
- 修理経過と破損状況

本堂は棟札写しなどの史料から室町時代に建築されたことが判り、建立後現在まで約560年が経過しています。後世に修理の手が加えられ、江戸～明治時代にかけての修理記録が棟札等に残されています。

昭和25年に着手した解体修理に伴う調査により、当初の姿が判明しました。昭和28年には、3ヶ年度に亘る修復工事を終え、明治期に改変された部分は「現状変更許可」を得て復元され、棧瓦葺屋根は檜皮葺に復旧されました。その後、昭和61年に屋根の葺替修理をして以来、約34年が経過して傷みが進行してきました。本堂の檜皮葺屋根は経年により摩耗し、縁廻りの木部は腐朽し、建具や土間の破損も確認されました。



明治修理により改変された棧瓦葺の本堂
「昭和28年本堂修理工事報告書」より



令和2年9月現在の本堂

3. 工事内容

〈仮設工事〉

天候に影響されずに修理作業をするため、本堂全体を^{おお}覆う仮屋根を組立てます。



〈屋根工事〉

仮屋根建設中



仮屋根建設完了

檜皮葺は全面の葺替え、軒付積や裏板は腐朽している部分を取り替えます。木製の鬼板と箱棟は破損部を繕い、銅板包みの補修を行います。



〈雑工事〉

屋根破損状況



屋根檜皮葺解体状況

腐朽した縁廻りの木部、屋根檜皮葺下地の野地木舞や棟廻りを補修します。また傷んだ土間、建具や避雷設備などの補修を行います。



縁廻り破損状況



野地木舞の破損状況

〈檜皮採取と檜皮整形〉

檜皮を採取する技術者を原皮師^{もとかわし}と呼んでいます。採取は檜皮葺建造物の保存に欠くことのできない重要な技術です。原皮は屋根葺用の製品に仕立てるため檜皮整形を行います。



資料写真（左） 檜の立木から檜皮を削ぐ原皮師^{もとかわし}

資料写真（右） 屋根の使う場所により檜皮を整形する皮切作業

【新長谷寺の創立沿革】

岐阜県関市の東方に位置する新長谷寺は、古くは天台宗寺院でしたが、現在は真言宗智山派に属し、木造十一面観世音菩薩立像を本尊とする古刹です。創立は縁起等によると、当時の吉田寺住職護忍上人が、貞応元年（1222）から嘉禄2年（1226）の間に、七堂伽藍と子院十六坊を造立した寺院で、後堀河天皇より新長谷の寺号を賜ったと伝えます。

以後、地方の大寺として繁栄してきましたが、正安2年（1300）の戦火により、伽藍房舎は灰塵となりました。後に稲葉城主二階堂出羽守行藤朝臣の助力により、旧観に復されました。また長禄元年（1457）には、再度の戦火により建物の一部が消失しましたが、時の名臣大檀那村山三河守源頼秀朝臣、山内武部函利道朝臣等が、当時の周運阿闍梨を助けて再興し、長禄4年（1460）に本堂を再建、翌年には三重塔を建立されました。今日に現存します檜皮葺きの堂塔は、この時代の室町中期頃のものとしてされています。

【文化財建造物の保存修理について】

文化財建造物は、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な財産です。多くの建造物は常に風雨や雪等にさらされており、損傷や老朽化を避けられませんが、適切な時期に保存修理を行ない、それを繰り返すことによって、より良い状態で後世に伝えていくことができます。保存修理の期間中はご迷惑をおかけしますが、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

このリーフレットは、国の補助事業である「重要文化財新長谷寺本堂保存修理事業」の修理概要を紹介する「情報発信等の措置」の一環として作成された資料です。

編集 宗教法人 新長谷寺
指導 文化庁・岐阜県・関市
協力 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会

